

# 建設業許可・経営事項審査は 会社や自宅のパソコンから！

いつでも  
申請

簡単

便利

ジェイシップ  
**JCIP**

## 建設業許可・ 経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。  
(令和7年4月現在)



### 会社や自宅から申請

インターネットで申請・届出書類の  
作成から提出まで完結されるので、  
窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。



### 手戻り防止

エラーチェックや自動計算により  
作成誤りがなくなり、  
手戻りを防止できます。

### 申請書類作成時間の短縮

外部のアプリケーション等で作成した  
データ(XMLデータ)が取り込めます。  
また、前回作成データを利用することができ、  
書類作成の時間を大幅に削減できます。

### 業務効率化

### 確認書類の取得や添付が不要

登記事項証明書や納税情報書類等の  
確認書類の取得や添付が不要になります。  
また、印紙の用意も不要になります。  
※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。



国土交通省

# ご利用の前にご確認ください

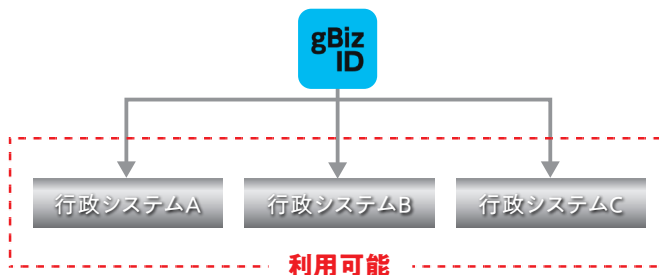
## 〈GビズIDアカウントでログイン〉

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズID」をそのままご利用いただけます。

「GビズID」をお持ちでない場合は、「GビズIDプライム」アカウントの取得または取得後に「GビズIDプライム」アカウントから作成した「GビズIDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



## 〈対象となる手続きの範囲〉

### 建設業許可関係

許可申請

新規許可・許可換え・般特許可・業種追加・更新

変更等の届け出

事業者の基本情報・経營業務管理責任者・  
営業所の専任技術者・営業所の代表者等

決算報告・廃業等の届け出

登録免許税・手数料の納付

許可通知書の電子送付

### 経営事項審査関係

経営事項審査申請

経営規模等評価・総合評定値

再審査申請

経営規模等評価・総合評定値

手数料の納付

結果通知書の電子送付

※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

## 〈取得・提出が簡素化される添付書類〉（令和7年4月現在）

●バックヤード連携により、提出が不要となる書類

・**法務省（登記事項証明書）**

対象：国土交通大臣許可・法人

・**技術検定合格証明書**

・**監理技術者資格者証**

・**監理技術者講習修了証**

・**建設業経理士検定試験合格証明書**

・**建設業経理士CPD講習修了証**

・**経営状況分析結果通知書**

※経営状況分析結果通知書は認証キーの入力・提出が必要です。

●添付の自動化により、提出が簡素化される書類

※事前の取得は不要になります。

・**納税情報（法人税／所得税）**

対象：国土交通大臣許可

・**納税情報（消費税及地方消費税）**

※納税情報の添付の自動化には、法人の場合はe-Taxの利用、  
個人事業主の場合はマイナンバーカード及びカードリーダーが必要です。



## 〈ご注意ください〉

**スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。**

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト：Adobe Acrobat Reader 等



ー JCIPに関するお問い合わせー

**JCIPヘルプデスク TEL.0570-033-730**（受付時間：平日9:00～17:00）